滋賀県労働雇用政策課　Facebook 運用ポリシー

（主旨）

第１条　この要領は、労働雇用政策課が Facebook を県民への情報伝達媒体として利用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）Facebook

メタ・プラットフォームズがインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

（２）アカウント

Facebook 上において、コンテンツを管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。

（３）公式アカウント

滋賀県労働雇用政策課が管理するアカウントをいう。

（管理責任者）

第３条　公式アカウントの運用管理は、労働雇用政策課長（以下「管理責任者」という。）が行う。

２　管理責任者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

（１）公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示

（２）公式アカウント情報やパスワード等の管理

（３）掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

（４）その他、適切な運用を行うために必要な事項

（投稿者）

第４条　公式アカウントへの投稿は、管理責任者が指定した職員が行う。

（掲載情報）

第５条　公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

（１）外国人材の受入を希望する滋賀県内企業向けの情報

（２）滋賀県内企業に就職したい外国人材向けの情報

（３）その他管理責任者が適当と認めるもの

２ 労働雇用政策課が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

（禁止事項）

第６条　公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下「コメント等」という。）を禁止する。

（１）法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの

（２）公の秩序または善良の風俗に反するもの
（３）人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
（４）本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
（５）特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
（６）広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
（７）政治または宗教の活動を目的とするもの
（８）虚偽や事実と異なる内容を含むもの
（９）わいせつな表現を含むもの
(10) 掲載記事と無関係のもの
(11)（１）から（10）までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

２　利用者からのコメント等について、管理責任者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

（著作権）

第７条　公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

（アカウント運用者の明示）

第８条　成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページに明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、本運用ポリシーおよび「ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

（免責事項）

第９条　滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

２　滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

（アカウントの廃止）

第 10 条　情報の更新がなく６か月を経過した場合は、公式アカウントを廃止する。ただし、6 か月経過後も公式アカウントを存続させる必要がある場合は、情報更新の終了を発表するものとし、その翌年度末までに廃止する。

（その他）

第 11 条　この要領に定めのない事項は労働雇用政策課長が別に定める。

付　則

本要領は、令和６年７月 25 日から施行する。

ソーシャルメディア利用ガイドライン

本ガイドラインは、滋賀県労働雇用政策課職員（以下「職員」という。）が職務においてソーシャルメディアを適切に利用し、有効に活用できるよう、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を定めるものである。

1　ソーシャルメディアの定義

Twitter やブログ、Facebook など、ウェブサービスを利用してユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを可能とする情報伝達媒体をいう。

2　ソーシャルメディアの利用に当たっての基本原則

(1)　ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければならない。

(2)　地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務および情報の取り扱いに関する規程を遵守しなければならない。

(3)　肖像権や著作権等を侵害することがないよう十分留意しなければならない。

(4)　発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(5)　意図せず、自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を与えた場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければならない。

(6)　次に掲げることは行ってはならない。

ア　不敬な発言を行うこと

イ　人種、思想および信条等の差別、または差別を助長させる発言を行うこと

ウ　違法もしくは不当な発言、またはそれらの行為を煽るような発言を行うこと

エ　正否が確認できない情報（噂や流説など）を発信すること

オ　わいせつな情報を発信すること

カ　職務上知り得た秘密を発信すること

キ　滋賀県および他者の権利を侵害する情報を発信すること

ク　その他、公序良俗に反する情報を発信すること

3　ソーシャルメディアを利用する場合の留意点

(1)　各ソーシャルメディアの県公式アカウントを取得する場合は、アカウント名等の情報を庁内外に告知し、閲覧者が公式アカウントによる発言であることを確認できるよう配慮しなければならない。

(2)　約款による外部サービスでは、個人情報等、一般に公表を前提としていない情報を扱ってはならない。

(3) ソーシャルメディアの特性を踏まえ、定期的に情報発信するものとする。定期的な情報発信が難しい場合には、アカウントの廃止を検討しなければならない。

4　トラブルへの対応

ソーシャルメディアは一般的に匿名性が高く、またメディアによっては短文での情報伝達となることから、誤解等によるトラブルの発生やそれにともなう一方的な批判が寄せられる可能性がある。

これらを防ぐため次の点に留意する必要がある。

(1) トラブルの発生防止

ア 他の利用者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応する必要がある。

イ 誤りは直ちに認め、訂正しなければならない。

ウ 他の利用者の投稿を引用することや第三者が管理または運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため、慎重に行う必要がある。

(2) トラブルが発生した場合

ア 炎上状態になった場合

(ｱ) 炎上状態になった場合は、反論や抗弁は控え、客観的に相手方の発言意図を考え丁寧な説明をするなど冷静に対応する必要がある。

(ｲ) 職員側で発信した情報に問題となった部分があれば修正し、必要に応じて謝罪を行う。

(ｳ) 対応に時間を要する場合は、無視しているなどの不要な誤解を招かないように、適宜状況を説明する必要がある。

イ 成りすましが発生した場合

自己のアカウントの成りすましが発生していることを発見した場合は、当該ソーシャルメディアの管理者に削除依頼を行うとともに、庁内外に周知する必要がある。

また、必要に応じて報道機関に資料提供などを行い、成りすましが存在することの注意喚起を行う。

ウ 事実と反する情報が発信された場合

事実と反する情報が発信されていることを発見した場合は、公式アカウントから正しい情報を発信するとともに、必要に応じて正確な情報が掲載されている情報媒体（県公式ホームページ等）へ誘導を行う。

エ アカウントの乗っ取りが発生した場合

アカウントの乗っ取りが発生した場合、ログインパスワードの変更やアカウントの停止を速やかに実施し、庁内外に周知する。

付　則

本ガイドラインは、令和６年　月　日から施行する。